

身体的拘束最小化についてのご説明

当院では、患者さんに対して身体の一部や行動を制限する身体的拘束を行わない方針です。身体拘束とは、ベルトやミトンといった器具の使用、又は転倒・転落防止のためにベッド柵を紐等で固定し自ら柵を外せないように行動を制限することを指します。

身体拘束は、患者さんに身体的・精神的な苦痛を与えるだけでなく、床ずれ、誤嚥（飲食物や唾液が気管に入ること）、心機能の低下、便秘、精神状態の悪化などに繋がります。その為、身体的拘束の最小化を目指し、事故を未然に防ぐため、当院では以下の対策を講じております。

1, 入院時の危険度リスク評価

（入院時に全ての患者様の状態を総合的に評価し、転倒・転落の危険度をⅠ～Ⅲ段階で確認させていただきます）

2, 個別対策の実施

（評価に基づき必要な事故防止対策の実施をしていきます）

3, 安全確保の共有

（患者様の安全を確保するための具体的な方法を医療従事者間で共有していきます）

一方で下記の危険の可能性があります。

<身体的拘束をしないリスク>

・点滴、中心静脈栄養カテーテル（CV）の抜去

（出血、感染、薬剤の漏出、気胸や空気塞栓（CV）の恐れ、再挿入による体への侵襲があります）

・カテーテル類やチューブ類（酸素等）の抜去

（生命を維持するために挿入されたカテーテル、装着されたチューブが抜けてしまうと命にかかわります）

・転倒・転落

（骨折や頭部打撲による意識障害にて生命の危険があります）

・徘徊

（院外に出てしまう危険があります）

・自傷・他害行為

※その他、治療の方針や本人の状態にて上記は変化いたします。身体や生命に危険が生じた場合は速やかに対応していきます。

※上記の行為を何度も繰り返してしまう事案に対して、ご心配なご家族様はご相談ください

※著しく安全が確保できない場合は患者さんの安全を優先する場合があります

これらのリスクを踏まえ、当病棟でも多職種にて協同し「身体的拘束の最小化」を目指して取り組んでまいります。

おうら病院 院長